

処理できないごみ

販売店・専門店又は、その他の方法で
引き取ってもらうもの

テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機、パソコン、プロパンガスボンベ、ピアノ、腐葉土、ブロック、土砂、かわら、消火器、タイヤ、タイヤホイール、自動車部品、バイク、バッテリー、ドラム缶、ハウス等のビニール(農業用廃プラ)、事業活動により生じた産業廃棄物などは、清掃センターで処理はできません。販売店に引き取ってもらうか、専門の処理業者に依頼するか、その他適正な方法で処理してください。

●受入れ先・方法(下記の受入れ先は、あくまで一例です。詳しくは電話帳等で各自お調べください。)

種類	受入れ先(一例)	問い合わせ
自動車部品	販売店又は自動車引取業者	
バイク(原付～大型)	指定取引窓口 又は廃棄物二輪車取扱店	二輪車リサイクルコールセンター ☎050-3000-0727
コンクリート製品	(株)県北環境企業	☎24-2705
消火器	大平産業(株)	☎22-1211
	関彰商事(株) 北茨城LPGセンター	☎42-4511
	(有)北茨城総合防災	☎46-3428
テレビ、冷蔵庫、洗濯機、 エアコン、衣類乾燥機	購入又は買い替えを行った 小売店	※詳しくはP12参照
医療廃棄物	病院	※詳しくはP14参照
農業用ハウスビニール 農業用廃プラスチック 園芸用ポット※) 肥料袋※) 遮光シート※)	(社)茨城県農林振興公社 園芸リサイクルセンター	高萩市農林課 ☎23-7035 北茨城市農林水産課 ☎43-1111 (内線384)

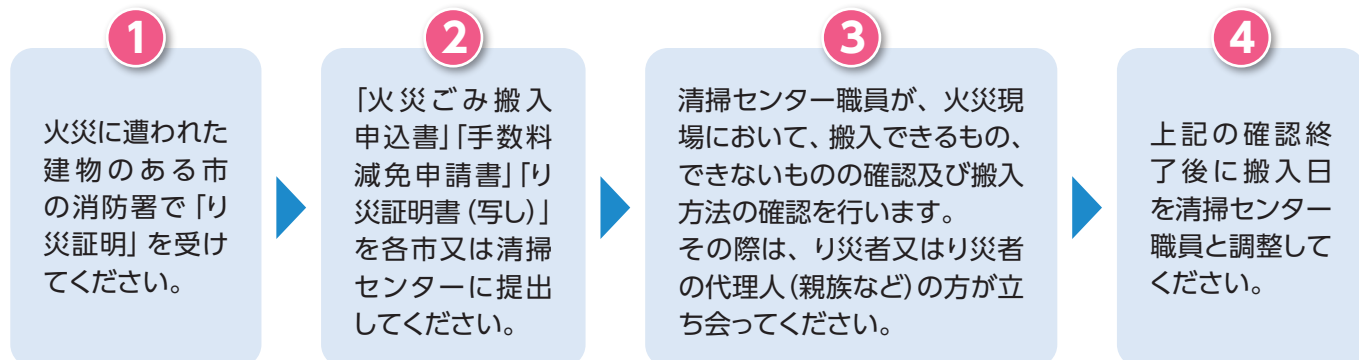
※) 園芸用ポット、肥料袋、遮光シートなど農業用ではなく家庭から出るごみは処理可。
注) 必ず事前に各問い合わせ先に連絡し確認してください。

火災ごみの処理について

高萩市及び北茨城市内での火災により発生した一般廃棄物は、清掃センターに搬入することができます。ただし、被害にあった建物を解体業者が解体したり、建築業者が改修したりすることで発生するごみは、産業廃棄物となりますので清掃センターに搬入することはできません。



●清掃センターへ搬入する前の流れ



事業所のごみについて

商店、飲食店、病院、工場、農業、作業場、旅館、民宿、事業所などの事業活動から出る事業系のごみは、法律により事業者自らの責任において処理する義務があります。

事業系のごみは、市では収集できません。また、ごみ集積所にも出せませんので次のようにしてください。

事業系ごみの処理

①市の許可業者に収集を依頼する。

- ・許可業者については、各市の担当課までお問い合わせください。
- ・料金は、直接、許可業者にお問い合わせください。

②自ら搬入する

- ・清掃センターで受入れるごみは、次のとおりです。



種類	対象例	主な排出事業所
廃プラスチック類	従業員等の個人消費に伴って生ずる弁当等のプラ製容器包装、ビニール袋、包装材、発泡トレイ、ペットボトル	会社事務所
金属くず	従業員等の個人消費に伴って生ずる飲料缶等の金属容器	会社事務所
ガラスくず 陶磁器くず	従業員等の個人消費に伴って生ずるガラスびん（飲料びん）	会社事務所
紙くず	新聞紙、雑誌、段ボール、事務用印刷紙、カタログ、梱包紙 等 ※産業廃棄物に該当するものは除く	会社事務所、スーパー、飲食店 等
木くず	木製机、テーブル、椅子、梱包材 等 ※産業廃棄物に該当するもの（木製パレット等）は除く	会社事務所、飲食店等
	街路樹せん定木、庭木せん定木	造園業、園芸サービス業
	河川・道路管理等に伴う流木、木くず	国、県、市等の管理者
繊維くず	木綿くず、糸くず、羊毛くず等の天然繊維 ※産業廃棄物に該当するもの（合成繊維くず）は除く	繊維製品製造業
	布製の衣類、布団、座布団 等	百貨店、スーパー、寝具店等
動植物性残さ（生ごみ）	魚腸骨、食肉の骨等の残さ、野菜くず、酒かす、麺くず、ハムくず、パンくず、賞味期限切れの製品くず 等 ※産業廃棄物に該当するものは除く	卸売市場、飲食店、スーパー、小売店、ホテル、給食センター 等

持込ごみ処理手数料

20kgまで	230円
20kgを超える場合	10kgごとに230円加算

ごみ処理手数料の例

【持込重量 50kgの場合】

20kgまで	230円
(10kgごとに230円)	
超過分 30kgで	690円
合計	920円